商法予備２８－２８　肢イ

第１．肢の結論

　誤っている

第２．商行為の代理人が本人のために示さないで代理行為をした場合の取扱い

１．問題の所在

　商行為の代理人が本人のためにすることを示さないで，代理行為をした。その際，相手方が，代理人が本人のためにすることを知らなかった。この場合，相手方は，どのような請求を行うことができるか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

　商人のみならず，代理人にも請求をすることができる（商法５０４条本文・ただし書き)。したがって，代理人に対して，履行の請求をすることができないとする，肢は誤り。

（２）理由

　まず，商行為の代理を行う場合，民法と異なり顕名はいらない（民法９９条１項，５０４条)。これは，商行為においては，取引の迅速性を図る必要がある。したがって，顕名を要すると，手続が迂遠となり迅速性が害される。商行為の相手方も，取引が数多く行われている以上，顕名がなくても本人である商人を特定できる可能性が取引上高いと解されるからである。

　もっとも，取引上，本当に相手方がわからない場合もある。そのような時，取引上，相手を保護する必要がある。

　そこで，５０４条ただし書は，代理人に対して請求を妨げないとした。

　なお，５０４条ただし書は，商人への請求を妨げるものではない。５０４条は，商行為の相手方の取引の安全を保ちつつ，取引の迅速性を図る趣旨である。

　したがって，安全に，商行為の相手方が取引できるように解釈すべきである。

　よって，５０４条ただし書は，商人と代理人に対してもともに，請求を許容する趣旨である。

以上